

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

第2条 大阪市建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「別表第9各号」を「別表第10各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「別表第8」を「別表第9」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第7」を「別表第8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第6」を「別表第7」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項の次に次の1項を加える。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

第8条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「第6条第6項」を「第6条第7項」に改める。

別表第1備考第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物省エネ法」に、「同法第29条第1項」を「建築物省エネ法第29条第1項」に改める。

別表第9を別表第10とし、別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、

別表第 6 を別表第 7 とし、別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 （第 6 条関係）

床面積の合計	手数料の額
2,000平方メートル未満	111,200円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	179,100円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	232,600円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	279,200円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	327,500円
50,000平方メートル以上	422,900円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第11条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない特定建築物又はその部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物を増築する場合であつて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第 2 項において準用する同法第54条第 8 項の規定により適合判定通知書（建築物省エネ法第12条第 6 項に規定する適合判定通知書をいう。以下同じ。）の交付を受けたものとみなされる時又は建築物省エネ法第31条第 2 項において準用する建築物省エネ法第30条第 8 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる時は、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該特定建築物又はその部分のうち当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の 2 分の 1 の面積を加えた面積とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 2 月 24 日 提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない特定建築物の完了検査に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市建築基準法施行条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(手数料の減免)

第 8 条 省 略

- 2 国又は地方公共団体から第 5 条の 3 の規定による申請があったときは、同条の規定に基づく事務に係る第 6 条第 5 項の規定による手数料を免除する。

第 6 項

3 省 略

大阪市建築基準法施行条例（抄）

（第2条による改正関係）

（手数料）

第6条 省 略

2 省 略

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

3
4 中間検査申請等（法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第19項の規

定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をそ
別表第7

の中間検査申請等をする者から徴収する。

4
5 法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定又は同条第3項の規定による全体計画の変

更の認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、
別表第8

同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。ただし、工事期間のみの変更に係る申請にあっては、21,000円の手数料を徴収する。

5
6 令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき、別表

第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収す
第9

る。

6
7 前各項に定めるもののほか、法（法の規定に基づく本市の条例を含む。）、令又はこの条例の

規定に基づく事務で別表第9各号に掲げるものについては、1件につき、当該各号に定める額
別表第10

の手数料をその申請をする者から徴収する。

(手数料の減免)

第8条 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築される建築物で法第86条の規定の適用を受けるものに係る第6条第1項から第3項までの規定による手数料の額 **第4項**

は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額の2分の1に相当する額とする。

2 国又は地方公共団体から第5条の3の規定による申請があったときは、同条の規定に基づく事務に係る第6条第6項の規定による手数料を免除する。
第7項

3 省 略

別表第1 (第6条関係)

省 略

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 省 略

(2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 省 略

(3) - (5) 省 略

別表第5 省 略

別表第6 省 略

別表第6 - 別表第9 省 略
別表第7 別表第10